

## 生駒市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対して通知したので、これを公表する。

平成20年7月14日

生駒市監査委員 藤 本 勝 美  
生駒市監査委員 井 上 圭 吾  
生駒市監査委員 山 田 正 弘

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

#### 2 請求書の提出

平成20年5月21日

#### 3 請求の要旨

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面によれば、本件請求の要旨は次のとおりである。

##### (1) 請求の対象行為

生駒市自治振興補助金等交付要綱（平成10年8月1日施行され、平成20年4月1日改正前のもの。以下「交付要綱」という。）に基づき、平成19年7月17日に前期分として21,763,675円、同年12月5日に後期分として21,763,675円の合計43,527,350円を平成19年度分自治振興補助金（以下「本件補助金」という。）として市内120自治会及び生駒市自治連合会に支出した行為

##### (2) 対象行為が違法又は不当であることの理由

ア 本件補助金の趣旨は、交付要綱によると、行政の円滑な推進に資するため、市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住みよい地域社会づくりに寄与している自治会に対し、住民自治の健全育成及び地域振興事業等の推進に資する活動に要する経費に充てるため交付するものであるとしているが、このような趣旨は、自治会を市の下請け組織か補助機関かのようにさせ、市に従属させてしまう結果さえ生じさせ、また、自主組織に外部から干渉する行為である。よって、交付要綱は、補助金と引き換えに、自治会に自治意識を返上させ、放棄を迫ることになり、自治に対しきわめて有害な作用を及ぼし、自治の目的とは裏腹な作用を生むもので、本件補助金の交付は違法・不当である。

イ 本件補助金は、支出すべき緊急性も重要性も認められないことから、本件補助金の交付は不当である。

ウ 本件補助金は、「住民自治の健全育成及び地域振興事業等の推進に資する活動に要する経費に充てる」ものとなっているが、事業の実施報告等本件補助金の使途を証するものがないこと、本件補助金の支出先である120の自治会がどのような目的・構成員・役員の状況にあるのか一切不明であること、交付要綱に使途を報告させる規定もないこと、担当課である市民活動推進課は使途について何の検査・検証作業を行っ

ていないことから、公益目的に合致する支出とは認められず、有用性、有効性等の効果も認められない杜撰な支出であり、その交付は違法・不当である。

エ 本件補助金は、各自治会の会計の口座に振り込まれ、他の自治会収入と混在してしまっており、事業報告等のないことを合わせ、十分流用される危険のある状態と史料され、その交付は違法・不当である。

以上のことから、本件補助金の支出、交付は、地方自治法に違反した裁量権の濫用、逸脱に該当し、違法・不当である。

### (3) 求める措置内容

本件補助金の交付を受けた120自治会と生駒市自治連合会に、不当利得として交付された43,527,350円につき、それぞれ交付を受けた相当額を生駒市に返還させるとの措置、並びに、違法な支出で生駒市に損害を与えた当時市民活動推進課の課長、課長補佐、会計管理者兼出納室長及び同室長補佐に連帯して損害額43,527,350円を生駒市に賠償させるとの措置をそれぞれ講ずることを市長に勧告することを、監査委員に対し求める。

## 第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年5月22日にこれを受理した。

## 第3 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項に規定により、平成20年6月10日に陳述の機会を設けたが、請求人の出席はなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 2 監査の対象事項

本市が、平成19年7月17日及び同年12月5日に自治会等に自治振興補助金として合計43,527,350円を支払ったことが違法又は不当であるかどうかを監査の対象とした。

### 3 監査の対象部局等

生駒市市長公室を監査対象とし、必要な資料の提出を求めるとともに、市長公室長並びに市民活動推進課の課長、課長補佐及び自治振興係長の出席を求め、平成20年6月10日に事情聴取を行った。

## 第4 監査の結果

本件請求については、次のとおり決定した。

### 1 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認した。

#### (1) 自治振興補助金の交付額算定基準等について

自治会等に対する補助金の交付を定めた交付要綱第1条は、本市の行政の円滑な推進に資するため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会及び自治会長に対し、予算の範囲内におい

て補助金及び交付金を交付する、と定めている。

また、交付要綱第2条では、補助金とは、住民自治の健全育成及び地域振興事業等の推進に資する活動に要する経費に充てるため自治会に対して交付する自治振興補助金をいう、と定めている。

補助金の交付額算定基準は交付要綱第4条に定められており、次のとおりである。

4月1日現在において存在する自治会

均等割額 1自治会につき年額100,000円

世帯割額 4月1日現在における当該自治会の世帯数に850円を乗じて得た額

4月2日から9月30日までに新設された自治会

均等割額 1自治会につき50,000円

世帯割額 10月1日現在における当該自治会の世帯数に425円を乗じて得た額

本件補助金は、交付要綱の上記規定に基づき市内120自治会に対して、交付されたものである。

## (2) 交付手続等について

### ア 交付申請について

交付要綱第6条第1項において、補助金の交付を受けようとする自治会は、自治振興補助金交付申請書を市長に提出しなければならないとされ、同条第2項において、自治振興補助金交付申請書に前年度決算書及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならないとされている。各自治会は、本件補助金の交付申請に当たり、上記規定に従い、自治振興補助金交付申請書及び前年度決算書等を提出している。

### イ 支出状況について

市は、提出された自治振興補助金交付申請書及び前年度決算書等を審査し交付額を決定の上、次のとおり本件補助金を支出した。

前期分	支出日	平成19年7月17日
	支出額	21,763,675円
	支出先	市内120自治会
後期分	支出日	平成19年12月5日
	支出額	21,763,675円
	支出先	市内120自治会

本件補助金は、各自治会が指定する自治会会長名義や自治会会計名義等の金融機関の口座に振り込む方法により支払われているが、前期分の一部については、各自治会から生駒市自治連合会へ受領を委任することにより直接生駒市自治連合会会計口座への振込みとなっている。

## (3) 自治会の現状と補助金の内容等について

生駒市においては、現在、各地域に120の自治会があり、地域によって異なるが加入率は全市平均で84.31パーセント（平成20年4月1日現在）となっている。自治会加入率は、住民生活の多様化から、わずかながら年々減少傾向にあるが、現在においても地域の大多数の住民が加入している組織である。

自治会では、地域内での情報伝達、防災、防犯、防犯灯の設置・管理、交通安全、地域の清掃、ゴミ置き場の管理、自治会館・集会所の管理、地域住民の親睦、子供会や老人会などの各種クラブ・団体の支援、行政との連絡調整など極めて多岐にわたる活動を行っており、地域福祉の増進や地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしている。

市民活動推進課では、各自治会から、前年度決算書のほか自治会規約（新自治会の設立時及び認可地縁団体の申請時）、4月1日現在の自治会会員世帯数報告書（毎年）、役員名簿（毎年）等の提出を求めているが、本件補助金は、自治会における特定の具体的な活動を支援するために交付しているものではなく、あくまでも全般的な自治会活動を行う際の経費の一部を補うために交付されているため、補助金の使途に関する報告や特定の事業報告は求めている。

なお、各自治会には会計監査や総会などがあり、交付された補助金は、各自治会の責任において管理されている。

## 2 判断

(1) 地方自治法第232条の2は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。地方公共団体の長は、地方自治の本旨に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担っており、補助金の交付に当たっての「公益上の必要性」を判断するに際しても、当該地方公共団体のおかれた状況や各種の行政施策の在り方、住民のニーズ等諸般の事情を総合的に考慮することが必要であり、その判断には一定の裁量権があると解される。他方で、補助金は住民の税金等貴重でかつ限られた財源によって賄われており、恣意的な補助金等の交付が許されるわけではなく、上記裁量権の範囲には一定の限界があり、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法又は不当と評価されることになる。そして、地方公共団体の長が補助金を交付する際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる団体や事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると考えられる。

(2) そこで、本件補助金の交付対象となった自治会についてみると、自治会は同じ地域に住むという繋がりにより当該地域住民によって構成された任意団体である。本市においては、加入率が減少傾向にあるというものの、全市平均で84.31パーセントとなっており、大多数の住民が参加する組織である。自治会の活動内容は各自治会の歴史的成り立ちや地域性等により若干の相違はあるが、地域福祉の増進や地域コミュニティの形成のために、地域内での情報伝達、防災、防犯、防犯灯の設置・管理、交通安全、地域の清掃、ゴミ置き場の管理、自治会館・集会所の管理、地域住民の親睦、子供会や老人会などの各種クラブ・団体の支援、行政との連絡調整等の活動を行っており、その内容は多岐にわたっている。地域福祉の増進を目指す市にとっても、自治会が健全に機能し、良好な地域コミュニティが形成されることは、行政目的に合致することである。

自治会の活動は、地域ごとの特性を踏まえ、各自治会が自主的、主体的に、それぞれの創意工夫により行うのが望ましいが、行政からの適切な支援により、自治会の活動が活性化すれば、より地域住民の福祉の向上に寄与することとなる。

(3) 本市では、交付要綱において、行政の円滑な推進に資するため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、住民自治の健全育成及び地域振興事業等の推進に資する活動に要する経費に充てるため補助金を交付すると定め、議会における予算の議決を得て、市内の120自治会に均等割と世帯割で上記金額の補助金を交付しているが、この交付は住民による良好な地域コミュニティの形成を支援する趣旨に基づくと考えられる。

したがって、本件補助金交付の趣旨、目的は正当であり、またその交付額も不当に高

額とは認められない。

請求人は、補助金の交付によって自治会を市の下請機関か補助機関のようにし、自治会の自治機能に有害な作用を与えるというが、請求人の主張は抽象的な危惧に止まり、そのような事実は認められない。また、請求人は、自治会の組織の内容が不明である、あるいは補助金の使途が不明であり、補助金の有用性や有効性等の効果も認められないというが、市は自治会の設立に当たっては規約の提出を求め、かつ毎年、決算書（前年度分）、役員名簿、自治会世帯数報告書の提出を求めており、自治会の組織等を確認している。なお、本件補助金は、自治会の特定の事業活動を補助するためのものではなく、自治会活動全般を支援しその活動を行う際の経費の一部を補うものであって、その使途を特定することはできない性格のものであり、また補助金交付の効果を直ちに検証することも困難である。したがって、市が決算書の徴求以外に補助金の使途や効果につき特段の検証作業をしていなかったとしても違法又は不当ということとはできない。

- (4) 以上のとおり、本件補助金の交付については、その目的、趣旨あるいは交付の対象団体等からみて公益上の必要性の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断し請求を棄却する。

なお、補助金については、本市に設置された「生駒市行政改革推進委員会」の「補助金等適正化検討部会」から平成19年2月に「補助金等の見直しに関する提言書」、平成20年2月には「適正で透明性の高い補助金制度の構築に向けた提言」がそれぞれ提出されており、平成20年4月1日からは、自治振興補助金と自治会長活動交付金を一本化する改正がされている。本件補助金の交付については、上記のとおり違法又は不当ということとはできないが、上記提言でも指摘されているとおり、補助金は市民の税金等限られた財源によって賄われており、社会情勢や住民ニーズに沿ったものであることが必要であって、不断の検証のためのシステムが必要であると考えられる。したがって、本件補助金交付の必要性やその額の妥当性については今後とも必要に応じ検討することが必要であるが、それとともに、少子高齢化社会を迎え、財源の有限性と地域コミュニティの重要性を考えると、自治会への補助金の交付という方法のほかに、地域住民の自主的な活動を促し、健全な地域コミュニティの形成のために行政がとり得る施策等についても併せて検討していくことが必要であると考えられる。